

令和7年7月
富士市農業委員会会議 議事録

1 開催日時 令7年7月10日(木) 午前9時30分から11時00分

2 開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3 委員の出席及び欠席

	出席	欠席	
農業委員会会長		○	17番 渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者	○		1番 望月 稔
農業委員	○		2番 佐野 宏一郎
〃		○	3番 田村 英俊
〃		○	4番 宮崎 和洋
〃		○	5番 谷津倉 寛
〃		○	6番 笹古 時男
〃		○	7番 望月 芳久
〃		○	8番 齋藤 勝
〃		○	9番 鈴木 一孝
〃		○	10番 新舟 進
〃		○	11番 長尾 忠
〃		○	12番 佐野 隆洋
〃		○	13番 太田 篤子
〃		○	14番 渡邊 敏行
〃		○	15番 山本 恵
〃		○	16番 齋藤 金昭
〃		○	18番 後藤 環
〃		○	19番 藤田 哲哉

4 農業委員会事務局職員

事務局長 原 清浩
統括主幹 深澤 公保
主 幹 野村 昌寛
主 査 佐藤 信子
主 査 小林 靖尚

5 議事

(1) 農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

【副会長】

まず、議事に先立ち、議事録署名人を指名いたしますが、指名しても、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認め7番 望月芳久君、8番 斎藤勝君の両名を、本日の会議の議事録署名人に指名いたします。次に、本日の会議書記につきましては、農業委員会事務局職員の佐藤主査を指名いたします。

それでは、次第4の議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項」についてですが、これにつきましては先に配布しております「富士市農業委員会会議議案」のとおり審議を進めます。

お手元の議案3ページ、議第27号「農地法第3条の規定による許可決定について」の審査から、報第33号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書について」の報告までの計9件を順に議題に供します。

【事務局】

(議案朗読及び説明)

【副会長】

最初に、議案5ページの議第27号「農地法第3条の規定による許可決定」について、審議をお願いします。

富士地区24番・25番は関連がありますので、一括審議します。事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【副会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は、高齢となり耕作管理が難しくなった。申請地の半分は水田、残りは草が生えている状態ですが、農地への復元は可能な状態です。譲受人は、現在は清水区に居住していますが、近隣の譲渡人所有の住宅を同時に取得し転居予定とのことで、農業経験も豊富なため、特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【副会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

【副会長】

富士地区24番・25番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

富士地区24番・25番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、富士地区26番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【副会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は、兼業農家で農業経営規模の縮小を考えている。申請地は栗畠として管理されている状態です。譲受人は、譲渡人の息子で、父親所有の栗畠を現状のまま管理していくことです。譲受人は幼少期から父の手伝いで耕作を行っていたため、基本的な技術は習得済みですが、今後もさらなる技術の習得を父から受けていくため、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【副会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

【副会長】

富士地区26番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

富士地区26番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、富士地区27番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【副会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

本案件は、開発行為に係る土地交換案件です。申請地は、耕作はされていませんが、いつでも耕作できる状態です。周辺は住宅に囲まれているため、見切り壁を設置予定とのことです。譲受人は本地で水稻栽培を行う予定であり経験も豊富で問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【副会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

【副会長】

富士地区27番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

富士地区27番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、伝法地区28番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【副会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

富士土木事務所による本市場大渕線工事事業に係る用地交換による申請です。申請地は区画整理後の水田で、現在は別の耕作者が管理していますが、返還の話はできているとのことです。譲渡人は、金物店経営が多忙で耕作管理ができない。譲受人は農業経験が豊富で、近隣で水稻栽培を行っていることから問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【副会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

【副会長】

伝法地区28番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

伝法地区28番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、今泉地区29番についてですが、鈴木委員は当案件の当事者でありますので、一時退席願います。

(鈴木委員退席)

事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【副会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地は未耕作の果樹園です。譲渡人は会社員として働きながら、耕作管理していくことが困難になった。譲受人は農業経営者で、本地を取得して経営拡大を希望しています。申請地は自宅近くにあるため、継続した就農が可能であり、問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【副会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

【副会長】

今泉地区29番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

今泉地区29番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。鈴木委員は席にお戻りください。

(鈴木委員着席)

次に、須津地区30番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【副会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は高齢のため、耕作管理ができず、本地を管理できていない。現状遊休農地となっていますが、許可後、譲受人が定期的な草刈り及び土壤改良し、来春にはみかんを植樹する計画書も出ているため、問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【副会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

【副会長】

須津地区30番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

須津地区30番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、農地法第3条の規定による許可決定についての審議を終わります。

続いて、議案7ページの議第28号の「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」の審議をお願いします。

鷹岡地区23番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【副会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請人の孫の分家住宅を建築したいとの申請です。東側は市街化で宅地化されており、申請地の周りの家にも同意が得られているため、問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

【副会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから、第3種の農地と考えます。また、分家住宅の建築に関する土地計画法上の許可のめどもありますので、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

【副会長】

鷹岡地区23番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

鷹岡地区23番についてご質問ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、松野地区24番について、事務局から説明願います。

【事務局】

本案件につきましては、7月8日付で取下げとなりました。理由としましては、分家の敷地面積は300m²未満と定められておりますが、申請者は官地の払い下げを希望したため、300m²を超える面積となり、敷地の形状を見直したいということです。

【副会長】

以上で、「農地法第5条第1項の規定による許可決定」についての審議を終わります。
引き続き、議案8ページの議第29号「非農地証明申請書の審議について」の審議をお願いします。

松野地区 14 番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【副会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地は、昭和55年頃、申請者の父親が前の道を拡幅する際に、土地交換により取得したもので、駐車場として使用しています。長い間駐車場として使用しており、農地としての復元が難しい状況であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【副会長】

松野地区 14 番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

松野地区 14 番について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

続いて、議案9ページの 議第30号 「租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明について」の審議をお願いします。

富士地区3番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【副会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請人は以前より申請地で耕作しており、今後も引続き水稻及び畑では玉ねぎ、果樹などの栽培を行う予定のため、問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【副会長】

富士地区3番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

富士地区3番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

以上で「租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明について」の審議を終わります。

次に、議案10ページの議第31号「農地法第3条の許可に係る買受適格証明について」の審議をお願いします。

吉永地区2番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【副会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

名古屋国税局が実施する公売案件です。申請者は、大規模な農家で、今後も規模を拡大して農業経営をすることを希望しており、問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【副会長】

吉永地区2番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

吉永地区2番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願ったことに致します。

以上で「農地法第3条の許可に係る買受適格証明について」の審議を終わります。

次に、議案11ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読及び説明)

【副会長】

次に、議案4ページの専決報告について、事務局に報告させます。

【事務局】

(議案朗読)

【副会長】

以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を終わりとします。

以上で議事等はすべて終了しましたが、

これ以外のことでも結構ですので、何かご意見等はございませんか。

(意見交換)

何もないようでしたら、進行を事務局に戻します。

【事務局】

(その他について説明)

以上で、農業委員会会議を閉会いたします。

一同 起立、礼、着席。

令和7年7月 10 日

農業委員会会長 _____

同 委員 _____

同 委員 _____